

活字印刷文化の導入と自由民権運動 —1880年結成の信州松本獎匡社の動向から—

The Introduction of the Movable-Type Culture and the Freedom and Popular Rights Movement
—A study on the Movement of the Shōkyō-sha, Matsumoto, Shinshū—

上條 宏之 Hiroyuki Kamijo

はじめに

長野県短期大学に多文化コミュニケーション学科が、2004年4月から発足することとなった。多文化主義の立場が、多民族主義と結びついているアメリカ合衆国・カナダ・オーストラリアなどと異なり、アイヌなど少数民族の存在を無視する单一民族国家論が主張されやすい日本において、多文化社会への関心が高まったのは、国際化・情報化が進んだ今日的現象である。

もっとも、多文化主義と文化の連続性を根拠にした民族同一性文化を定立する試みには、共に「民族の虚構性」に依拠している点で、本質的な差異を認めることは困難といってよい（注1）。丸山真男は、文化は常に変化し、日本文化に固有な本質のようなもの（「原型」「古層」）を求めようとすれば、それは摘出しにくく、「執拗に繰り返される低音」しか発見されず、「かりにこの比喩をもちいて日本思想史を見ると、主旋律は圧倒的に大陸から来た、また明治以後はヨーロッパから来た外来思想」であると指摘している。日本文化を歴史的に検討したとき、外来要素を取り扱った後には日本固有の土台となる要素は明確なかたちでは残らないというのである（注2）。

幕末の開国を契機とする近代化にあたって、日本は西洋文化の影響を自主的にまた貪欲に取り入れてきた。その際、日本社会が人の交流という観点では外部に閉ざされていたのにたいし、日本文化は外部に開かれていた（注3）。にもかかわらず、小坂井敏晶のいうように、「異文化の受容が必ずしも民族同一性の消失にはつながらなかった事実」が指摘できる。それはまた、近代日本にあって「日本人は特殊な民族である」という排他的世界観にも帰着した。こうした日本文化のもつ特徴の問い合わせが必要であるが、他方、「日本文化の開放性は社会の閉鎖性を前提にしたため、「西洋」という恐るべき対象に日本が出会ったとき、社会の閉鎖性のおかげで自己同一性の危機に

陥らず西洋化に対応できた」事実にも着目する必要があろう（注4）。

地域に立脚する本学の多文化コミュニケーション学科のあり方は、多文化主義と教育・研究上、深く結びついていくことが必要である。地域の多文化状況は現在、外国人労働者を受け入れる移民問題などが日常化しつつあり、歴史的には在日韓国・朝鮮人問題を解決できず、その帰化率を高めることができないなど課題を抱え込み続けている。

いまや地域社会そのものの閉鎖性が変質しつつ国際化が進行している。そのなかで、本学が、多文化問題に関しても研究・教育の知的地域センターとして固有な意義を持つ途を探るために、ささやかな私の学問的考察を日本近代史のなかで試みたい。

1. 本稿の視角

私は敗戦時の経験から、日本型近代民主主義の理念・システムの形成に向けた民衆運動の成立・展開に关心をもちつづけてきた。現代民主主義のあり方の吟味も、重要な今日的課題である。

日本型近代民主主義研究の最初のテーマとして私は、1879年（明治12）11月20日に発足の直接的発端をもつ、自由民権運動の一結社である信州松本獎匡社に、まず着目した（注5）。

この結社は、当事者による同時代の記録を別にした歴史的叙述をみれば、指原安三著『明治政史』（1893年＜明治26＞、注6）や板垣退助監修『自由党史』（1910年＜明治43＞、注7）の中で、1880年（明治13）の全国的な国会開設要求運動高揚期に、松澤求策・上條蠻司二人による国会開設請願運動を通してとりあげられた。

『自由党史』の「第四編 国会期成同盟（從明治十三年三月至明治十三年十月）」の「地方団体の国会請願運動」には、次のような叙述がある（注8）。

就中獎匡社の松澤求策、上條蠻司の如きは、二萬一千五百三十五人を代表し、凡そ五旬の間、或は太政官、及び元老院の門に迫り、或は有栖川左府宮に拝謁を乞ふて許されず。哀訴状を上りて復た斥けられ、或は岩倉右大臣に面して満腔の表情を訴ふる等、孔席暖かなるに遑あらず、熱心の状自から一世を感格するに足る者あり。其岩倉右府に面するや、曰く、政府請願を峻拒す、抑も人民に此権利なしとする乎。右府曰く、然らず、政府何ぞ天稟の権利を奪はん。曰く、然らば何故に請願を闕下に執奏するを肯せざるや。曰く、国会は日本全州に関する重事なり、一部一地方の人民之を請願する理由なし。曰く、然らば全国人民挙つて之を請願せば果して之を受くる乎。曰く、然らず、許否は 陛下の叡慮に在りと。問答此に至て絶す。有志悉く事の達す可らざるを見、悵然として空しく踵を回へして去る。

獎匡社による国会開設「請願」運動とそれを支えた理念は、わが国の近代化の道筋に、新たにイギリス革命・アメリカ独立革命・フランス革命など近代市民革命の前後に創出され、代議制民主主義という制度的形態をとる近代西欧式民主主義の理念・制度や運動の影響を受け容れたものであった（注9）。それはまた異文化の理解・導入に必要な内発的契機との結合の必要性から、民衆が主体的に政治とどうかかわったかという点で、近世百姓一揆の伝統など内発的な歴史事象を再評価する思想にも依拠していた（注10）。特に代議制民主主義による国会開設要求の運動形態に着目すれば、当時、全国各地から東京を舞台に「請願」「建白」として展開された対政府運動の一環にあって、獎匡社代表による「請願」運動は、新聞などにより、かなり詳細に報道伝達されたこと也有って、政府・民衆双方から瞠目された（注11）。

この対政府運動にあたって、松澤らは請願権を「天稟の権利」（前掲『自由党史』の記述）あるいは「人

民天賦ノ自由」「人間天賦ノ権利」と位置づけた（注12）。歴史的には欧米の請願運動と日本近世の百姓一揆にみられた「直訴」などの民衆運動の方法を結びつけて理解し、民衆を政治主体として意識化したものでもあった。それには、近代西欧式民主主義を日本近代化の政治モデルとして意識する一方、近世的民衆運動や民衆文化の伝統をリニューアルする視点を必要とし、モデルと伝統を自由民権運動の担い手共通の「視覚」に取り入れる過程があった。

吉見俊哉は、『博覧会の政治学 まなざしの近代』（注13）を著書として提唱するにあたって、「博物学的まなざしの拡大」には「視覚の特権化」があったとする。それは、マーシャル・マルクハーンの論じたように「活字印刷の普及を前提としたもの」であり、「『印刷文化における視覚による経験の均質化が、聴覚をはじめとする五感が織りなす感覚複合を背景に』押しやり、固定された純粹に能動的な視点を可能にした」ことを指摘した。氏はまた、印刷文化のもたらした視覚による経験の均質化の前提に、ミッセル・フーコーが指摘した、コロンブスなどによる新しい世界の「発見」がもたらした「物を視線と言説の双方に結びつける新たな仕方」（変容の技術的前提）にも言及している（注14）。

また、「はじめに」で私が言及した小坂井敏晶の研究は、日本近代化における西洋文化受容を促進した要因の一つに「情報源と情報内容とが十分に切り離され」た点をあげている。それは、「<異物>を受け入れることは必ずしも<異人>に変身することを意味しないので、同一性を脅かされない。したがって異文化受容が容易になる。」という論旨による。ここでは、それを情報伝達のツールとしての西欧式印刷技術を導入することと、代議制民主主義という近代西欧式民主主義を「自由民権」「国会開設」という日本型近代民主主義に読み替えて地域民衆運動へ導入することとが、結合していた事実に焦点をあてて検討することとしたい（注15）。

2. 組織過程と印刷文化の活用

松本三之介・山室信一校注『日本近代思想大系 11 言論とメディア』の解説、山室信一「国民国家形成期の言論とメディア」は、民権派の新聞・雑誌など活字メディアと演説・討論などのオーラルメディアが、言論による国民国家形成を助けたと指摘した（注16）。

稲田雅洋もまた、自由民権の生み出した「新しい政治文化」に「新聞」と「演説」のふたつをとりあげた。自由民権運動の「最も大きな意義は、新聞と演説という二大車輪に代表される言論活動こそが世の中を動かす力であるということを実現したことである。そのことは、単に民権運動期という短い時期の問題ではない。初期議会さらには大正デモクラシー期のみならず、近代日本を通じて、政党政治家として活躍する者たちのなかには、民権期に新聞人としての経験を積むことを通じて政治家となっていった者が少なくはない。また、優れた政治家はおしなべて雄弁家であり、そのことによって人びとの支持を得たのである。」といい、「新聞と演説の定着が新しい政治文化の誕生を意味するとすれば、それらを基本的な媒体とする自由民権運動は、その上に展開した成果であると言えよう。」（注17）と、近代化の過程に新聞・演説を普遍的な新しい政治文化として位置づけている。

私は、稲田のいうように「新聞」の重要性を充分評価する。だが、それを地域における「出版文化」のありように広げて位置づけるべきである、と考えてきた。信州における近代印刷文化が、どのような人々によってどのような諸条件のもとに成立したのかに焦点をあてて、私は著書『長野県近代出版文化の成立』（柳沢書苑、1986年）で、草創期近代出版文化のもつ歴史的意義を明らかにした。そのなかで、獎匡社による自由民権運動では、『松本新聞』『月桂新誌』『獎匡雑誌』など新聞・雑誌発行が重要な役割

を演じたことに触れ、不充分な部分についてその後、補った（注18）。なお、『評論文集』（秘密出版、2冊）など特殊な形態の出版が、獎匡社の担い手にみられることは、鈴木安蔵によって指摘されている（注19）。

注目すべきは、そうした出版文化の役割が、獎匡社という結社の創出過程、同社創立大会などにおける会合通知、そのさいに付随する役員公選のための投票用紙などの細部にまで、重要な手段として通底していたことについては、これまで充分には言及しなかった。

特に獎匡社社員証票は、当時の印刷文化に寄せた関係者の想いと印刷術の高さを示している。

獎匡社社員には、朱・黒・薄紫の三色刷りで、横8.8 cm × 縦14 cmの「獎匡社々員之証票」（写真1参照）が渡された。社員証票の地には桜のデザイン（薄紫色）が使われ、大文字・小文字をデザイン的にあしらったローマ字表記の「SHINSHU matsu MOTO(shinshu matsu moto)」と漢字表記の「信濃国松本」、同じ記号形式である「sho kio sha(SHA)」と「獎匡社証票」とを、上部から二回繰り返して入れ、さらにローマ字で「shinshu matsu moto」「sho kio SHA」の二行を配している。上欄は、朱色のローマ字「N I H O N S H I N S H U M A T S U M O T O S H O K I O S H A」の矩形で左・上・右を囲い、下はやはり朱色の唐草模様を配し、その矩形の枠の中に、黒で「獎匡 社々 員之 証票」を縦に二字ずつ四行に印字してある。下欄には「信濃国 郡」と、空欄を配して縦に印刷してある。郡名、町村名と社員氏名を、筆字で縦に書き入れるためである。また、周囲に黒で枠を作り、四隅に「信 州 松 本」（右上、左上、右下、左下）の四字を配し、黒枠の外側は朱色の模様による枠で飾っている。桜のデザイン、唐草模様とローマ字の使用は、当時の在地型民権派による多文化摂取の象徴といってもよい。

社員証票の裏面には、黒の模様による枠があり、中に次の文がある（写真2参照）。



写真1 奨匡社々員之証票（表）

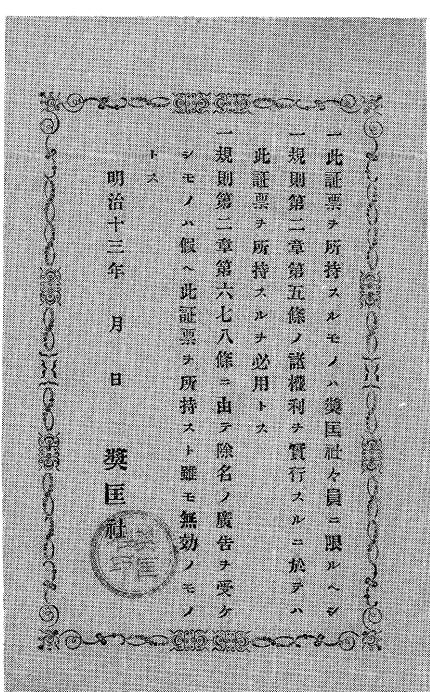


写真2 奨匡社々員之証票（裏）

- 一 此証票ヲ所持スルモノハ獎匡社々員ニ限ルヘシ
- 一 規則第二章第五條ノ諸権利ヲ實行スルニ於テハ此証票ヲ所持スルヲ必用トス
- 一 規則第二章第六七八條ニ由テ除名ノ廣告ヲ受ケシモノハ假へ此証票ヲ所持スト雖モ無効ノモノトス

明治十三年 月 日 奨匡社 印

以上の文が、7行の黒字印刷となっており、獎匡社の丸印が押してある。社員証票のもつ意義は、社員であることの証明にとどまらず、諸権利（後述）の行使を保証するものであった。全体に複雑な印刷術を駆使して社員証票が作成されたが、これと類似したカラー印刷は、当時の開智学校生徒の修業証書、卒業証書のデザインにうかがえ、社員証票は修業証書や卒業証書に匹敵する大切なものと考えられていたことが指摘できる。

社員証票と類似した獎匡社関係印刷物に、獎匡社創立大会参加者に配布した「明治十三年 月 日 発会臨席之証 松本北深志町 奨匡社」（写真3参照）がある。横 5.7 厘メートル × 縦 9.2 厘メートル の紙に、表は桜の花をあしらった枠を設け、その中の上欄には「明治十三年 月 日」と会議実施の月日を書きこむようにし、下欄は三区分し、左に氏名を書く欄を設け、真中に「発会臨席之証」、右に「松本北深志町 奖匡社」とある。裏面は、丸印と直線の二重枠の中に、次の4か条がある（写真4参照）。

- 一 会堂ハ新聞紙ヲ以テ廣告ス
- 一 臨席ノ時限ハ当日午前九時トシ開会ハ同十時トス
- 一 此切符ヲ所持スル人ハ獎匡社々員ニ限ルベシ
- 一 此切符ヲ持参スル人ハ当日午餉ノ席ニ臨ム事ヲ得



写真3 奨匡社創立大会
発会臨席之証（表）

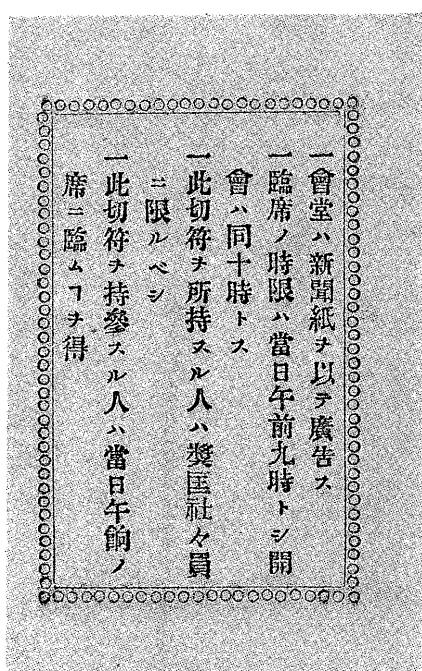


写真4 奨匡社創立大会
発会臨席之証（裏）

これは、奨匡社創立大会（1880年4月11日）に出席する者に、あらかじめ配布した。奨匡社創立大会が南深志町の青龍寺で開かれたときの入場券であり、昼食の席に臨むことのできるものでもあった。

このほか、奨匡社の組織過程には、社員への通知、役員等の公選投票用紙などが、活字印刷で作成された。

3. 人的交流と結社の檄文・規則等の作成

みてきたような、活字印刷による社員証票、発会臨席証などを作成されるにあたって、どのように組織運動が準備されたかについては、1880年6月1日に発行された『奨匡雑誌 第壹号』（禁売買 出版 長野県下松本北深志町一番丁七十一番地 奨匡社）に所収の上條謙司「本社創立略史」が、比較的詳しく経過を記している（注20）。本文に句読点はないが、それを入れ、明らかな誤植を正して以下に列挙する。

明治12年11月20日

夜余、市川量造君、三上忠貞君ト共ニ、松澤求策君ノ寓ヲ訪ヒ、茶席ニ由テ世事ヲ談シ、人民結合力ノ緊要ヲ話シ、遂ニ一社ヲ設立スルノ事ニ決セシニ成ルモノニシテ、其ヨリ之ヲ同好、浅井冽君、太田伯一郎君、金井潭君、窪田重平君、太田幹君、渡辺敏君、丸山登君、青木禎一郎君、藤村正勝君、森本省一郎君、吉田復平治君ノ諸氏ニ謀ル。

諸氏大ニ其挙ノ美ナルヲ賛シ、益其着手ノ急ニスヘキト謂ヒ、遂ニ猶興社ヲ以テ社名トナシ、松澤求策君ニ托シテ、其檄文・規則ヲ草セシメントセシカ、恰モ好シ、法律研究会員、伊藤久蔵君、望月栄君、江橋厚君、大平紀綱君、榎本永次郎君等、亦茲ニ見ル所アツテ早クモ一社ヲ設立シ、法律ヲ研究シ民権ヲ伸暢セントノ言ヲ聞キ、明治13年1月6日

夜松澤求策君、伊藤久蔵君、江橋厚君等、望月栄君ノ寓ニ会シ、遂ニ両社合併ノ事ニ決シ、

明治13年1月19日

藤村清七氏ノ第二於テ、本社設立ノ三要目、即チ民権ヲ伸暢シ、國權ヲ恢復スルヲ目的トスルト、本社維持金ヲ募集スルト、社長其人ヲ撰フノ法トヲ、両社合併ノ審議ヲ為シ、遂ニ起草委員五名ヲ撰テ、檄文及規則ヲ草稿スルニ決シ、即チ其人ヲ撰ヒシニ、松澤求策君、市川量造君、伊藤久蔵君、三上忠貞君及余、其撰ニ当ル。

会合の場になった松澤求策の「寓」、望月栄の「寓」、さらに藤村清七の「第」は、当時いずれも北深志町にあった。

なお、結社名は獎匡社とした。1880年3月、漢学者武居用拙が『孝經』の「其美ヲ獎順シ、其惡ヲ匡救ス」から採った社名である（「獎匡社記」、注21）。

これと並行する時期、かつて活字印刷文化を松本に導入し、1879年（明治12）1月4日から北安曇郡長であった窪田畔夫の動きをみると、同年12月11日松本に出て丸山登・市川量造・松澤求策、翌日は武居用拙・藤森寿平と話している。1880年になると、1月8日に、もうひとつの結社である福澤諭吉系ともいえる交詢社より委員投票について申し越しがあり、翌日同社に投票を送っているほか、10日午後には栗林幸一郎宅で北安曇・南安曇・東筑摩三庁懇親会を開き、35人が会した。いわば、郡役所の側の集りである。20日には大町から帰省の途中、井口半蔵（南安曇郡東穂高村）と話して東筑摩郡和田村の自宅へ夕刻帰省、翌日杉山武十郎（二子村）を訪問、22日に和田村で上原東一郎が来談、宮嶋清門らを訪問している。23日には大町への帰途、武居用拙（南安曇郡豊科村新田）を訪問した。24日には藤森寿平（豊科村）・太田伯一郎（倭村）ら、25日には伊藤重四郎（大町村）・波多腰幸内（東筑摩郡新村）らの訪問を受けた。清門の子宮嶋清九郎を含め、いずれも獎匡社発起人に名乗りをあげる人々である。26日の夜、窪田は大町で開催されたと思われる「臨時演説会ヲ傍聴」、夜更けに宿所に帰っている。27日には「村会

議長・副人名調」を市川量造（東筑摩郡北深志町）に送っており、望月栄（北深志町）の来訪を受けている。村会議長・副議長の名簿は、2月1日の浅間温泉桐ノ湯で開かれた獎匡社発会の準備にあたる親睦会に必要なものであったと推定される。窪田はさらに、2月1日には「三郡親睦会」に出席、翌日かねてから申し込んでいた東京での地方官会議傍聴のために稻垣重為東筑摩郡長らと連れ立って、塙尻・諏訪・甲府・八王子のルートで旅立ち、3月14日に帰郷するまで、東京・横浜などに滞在している（注22）。

その間、かつて1875年（明治8）の地方官会議の際には、河野広中・森藤右衛門らと傍聴人会議を組織し、初期民権派といってよい民会設立運動に熱心に取り組んだときとは違い、地方官会議には二日間傍聴に臨んだだけであった。知新社で出版に携わっている弟窪田重平に印刷用インキを送ったほか、三多摩地域の民権運動のリーダーであり、北村透谷の妻美那が長女である石阪昌孝と二度会い（注23）、交詢社を訪問し、報知新聞社も訪れ、東京曙新聞社の上條信次にも会っている。また、2月14日には三田の演説会を聴いた。しかし同時に、郡長であった窪田は、長野県令植崎寛直や県会議員・同僚郡長らとの交流も盛んに行なった。

一方、松本では、松澤求策が中心になって起草したと推定される結社の呼びかけや規則が、活字印刷された。まず、『明治十三年二月 奨匡社設立ノ檄文及ヒ其規則』（写真5参照）が、横12.2cm×縦18.3cm、袋綴11枚の小冊子として作成された。檄文は4枚8頁分に3,900字弱で書かれた。獎匡社規則は八章（9頁）からなり、最後に設立仮規則（2頁）がついた。

この小冊子で、獎匡社の目的と理論、組織のあり方、結社設立の当面の手続きがわかる。檄文には特に見出しが付いていないが、内容を検討するため、数字で区分けし、次項に示すこととする。

獎匡社設立ノ檄文

1. 大太平洋ノ澎湃タル能ク汽船ヲ浮ヘ大鯨ヲ游カシムルト雖之ヲ散スレハ一河ノ流ト為リ一掬ノ水トナル一河ノ流レ豈能ク舟筏ノ小モ漕スルニ足ランヤ一掬ノ水豈能ク一人ノ足ヲ洗フニ足ンヤ一簣ノ土一拳ノ石ハ僅々タル盆栽ヲ培埴シ区々タル仮山ヲモ装築スルニ足ラスト雖之ヲ聚ムレハ比摩連耶ノ高峰トナリ崑崙ノ大嶽トナリ能ク百獸ヲ棲息シ萬木ヲ繁茂セシム聚散ノ理豈夫レ大ナラスヤ
2. 今ヤ我国上ニ集権專制ノ政府アツテ兵財才芸ノ衆力ハ悉ク中央ニ聚合スルト雖地方人民ノ状況ヲ觀察スレハ寸進尺退勇往敢為ノ氣力ニ乏シク四散五裂互ニ相猜忌シテ協心同力ノ團結甚タ稀ナリ是佗ナシ我同胞兄弟ノ自ラ姑息ノ小康ニ安ンシ目下ノ瑣利ニ齷齪シテ敢テ国民本分ノ義務ヲ忘却スルノ致ス所ナリ

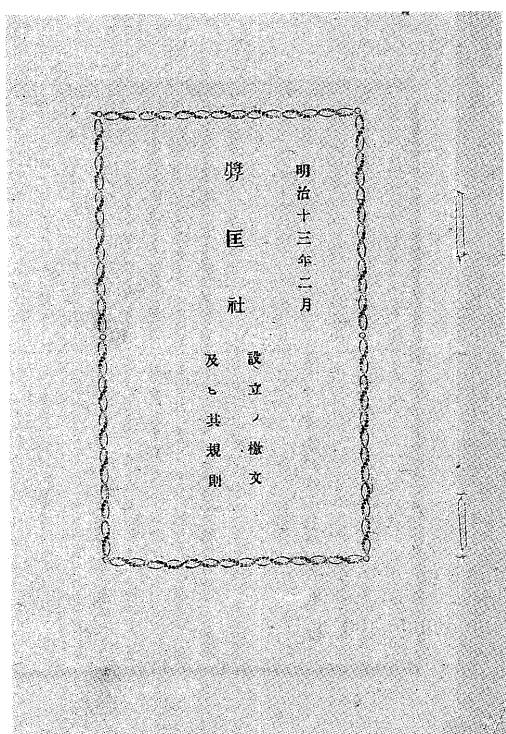


写真5 明治13年2月 奨匡社設立ノ檄文及ヒ其規則

3. クラウイナー氏曰各個人民其權力ノ会萃スル所是則チ吾人ノ所謂國家ナル者ナリト善イ哉此言ヤ抑我日本帝国ハ建国ノ創メヨリ君主獨裁ヲ以テ国是トナシ數千百年ノ久シキ今日ニ因襲シ來リテ國家ハ幾ント君主ノ有ニシテ其人民ハ敢テ一國ノ休戚ニ与ラサルモノノ如シ然レトモ外萬國ト對敵シ内開明ヲ進ムルノ今日ニ在テハ國独リ君主ノ有ニアラサルナリ則チ吾人三千五百有余萬同胞ノ所有ナリ設ヘ擅制專治ノ邦國ト雖古往今來君アツテ然後人民アルノ邦國ナク政府アツテ然ル後人民アルノ邦國ナシ必ラスヤ人民アツテ然ル後邦國百姓アツテ然ル後國家アルト云サルハナシ然ラハ則チ其國ニ生レ其土ニ耕シ其粟ヲ食スルモノ族ノ何レヲ問ハス職ノ何タルヲ論セス老トナク少トナク苟モ其身ヲ愛スルノ知覚ヲ具フルモノハ又其國家ヲ敬愛シ之ヲ保全シ之ヲ守護シ以テ其規模ヲ宏ニシ其光榮ヲ顯耀スルノ道ヲ索メサルヘカラサルナリ而シテ之ヲ保全シ之ヲ守護シ以テ其規模ヲ宏ニシ其光榮ヲ顯耀スルノ道ヲ索ント欲セハ民權ヲ拡張シ通義ヲ伸暢セサルヘカラス民權ヲ拡張シ通義ヲ伸暢セント欲セハ衆智ヲ集メ衆力ヲ合セ親愛周密議シテ而シテ行ヒ和シテ而シテ動キ以テ外ハ豺狼鷙梟ノ凌侮ヲ禦キ内ハ压制弄權ノ弊ヲ未萌ニ矯メサルヘカラサルナリ
4. 語ニ曰五指ノ交々擊ツハ一拳ノ擊ツニ如カス今夫レ一樋ノ柴薪ヲ把テ之ヲ折ント欲レハ拳鼎抜山ノ勇アリト雖決シテ之ヲ拗スル能ハス然レトモ之ヲ分ツテ一根ト為ストキハ婦女子モ容易ク之ヲ撓折ス一個賢明英材ニシテ資望共ニ具ヘ勇往不屈ノ心アリト雖國不測ノ災害ニ陥リ言フヘカラサルノ患難ヲ生スルニ方テ獨行獨步豈能ク其久シキニ耐テ其難ニ克ツヲ得ンヤ今我政府ハ賢明ニシテ英材資望ノ士ニ乏カラスト雖國會未タ開ケス國憲未タ成ラス三權未タ分立セス政黨未タ興ラサルノ今日ニ在テハ然モ是一個人ノ賢明一個人ノ英材ノミ一個ノ賢明一個ノ英材豈能妖氣殺氣天ヲ蔽ヒ鯨波砲

声地ニ轟クノ一大禍乱ヲ戡定シ畜縁邃焉トシテ本末顛倒シ神明靈ヲ失シ鬼神為ニ迷フノ一大患難ヲ杜絶スルヲ得ンヤ

5. 余輩竊ニ想フ世人ハ国家ノ一大患難ト称スルモノヲ談スル毎ニ必ラスヤ伏屍丘ノ如ク鮮血杵ヲ漂シ貿易遽然トシテ止ミ通信忽然トシテ絶ヘ壯者奔命ニ苦シミ老幼飢餓ニ泣クノ時ヲ以テ常ニ其口ニ藉スルヲ知ルト雖殊ニ知ラス海上波静ニシテ天氣晴朗ノ時ニ当テ一條ノ悪雲中空ニ横ルヤ瞬間ニシテ怒涛天ヲ衝キ狂瀾艦ヲ覆スノ大患アルヲ又知ラス慢性ノ病疾ニシテ既ニ脉ノ運動ニ出テ肌膚ノ外面ニ顯ハルトキハ早業已ニ其内部ハ潰裂シテ扁鵲倉公ノ名医モ其術ヲ施スニ処ナキヲ

6. 余輩謹シテ我日本帝国ノ現状ヲ惟ミルニ貿易ノ不權衡ヨリ金貨ハ倍々海外ニ溢出シ紙幣ハ四割ノ価格ヲ失シ国帑ハ弥々空乏ヲ告ケテ國債年ヲ逐フテ增加シ租稅収納ノ法方宜ニ適セサルヨリ米価ハ日ニ沸騰シテ殆ント停止スヘカラス外産ノ購買力ハ日ニ益増加シテ内産未タ之ヲ圧スル能ハス大審院ハ今猶司法ノ下ニ属シテ元老院ノ章程ハ嘗テ大ニ改竄セラレ武官ニシテ文官ヲ兼ネ法官ニシテ行政官ヲ兼職ス加之政府ノ顯要ニ立チ或ハ機密ニ参与シテ天皇ヲ補導シ國權ヲ左右スルモノハ必ス薩長肥ノ三藩ニ限レルモノ、如ク互ニ相庇蔭シ相拊牽シテ以テ一ノ人種政府ヲ現ス故ニ不満ノ氣野ニ充溢シ不平ノ怨声外ニ聞ヘサルハナシ然リ而シテ其外国トノ関係ニ至テハ國權ノ振ハサル威力ノ行ハレサルヨリ漸ク外奴ノ凌侮ヲ來シ既ニ八年ノ以前ニ於テ其期ヲ満了セシ現行條約ノ改正ハ嘗テ專使ヲ差遣シテ彼レノ意見ヲ諮詢シ統テ其談判ニ着手スルト雖我ニ利アツテ彼ニ不利ナルヨリ種々ノ口実ヲ設ケテ其改正ヲ拒ミ遷延留滯今日ニ至ルモ猶其目的ヲ遂ル能ハス此故ニ治外法權ヲ以テ彼ニ侮辱セラレ跋扈陸梁往々言ニ忍ヒサルモノアリ

7. 懿其レ此ノ如キノ形勢今ニシテ早ク内ハ法律ノ改良ヲ為シ財政ヲ調理シテ彼ノ人種政治ノ偏用ヲ

矯メスンハ豈能ク不満ヲ断チ怨声ヲ止ムルヲ得ンヤ而テ外ハ條約ノ改正ヲ断行シテ治外法權ヲ我ニ復シ外人ノ我国ニ在ル者ヲシテ我法律ヲ服膺セシメスンハ日本未タ独立ノ國ト云フヘカラス人民未タ独立ノ民ト云フヘカラス而シテ税權ヲ恢復シテ各国普通ノ關稅ヲ課セスンハ我國債ヲ償却スルノ道ナキノミナラス日本ノ金銀人民ノ膏血ハ數歳ナラスシテ外國ニ吸收セラレ印度波瀾ノ覆轍鏡ニ掛テ看ルカ如シ之ニ加フルニ去歲琉球ノ処分ヨリ清政府ヲシテ大ナル憤懣ヲ生セシメ數回ノ談判ハ漸ク葛藤ノ固結ヲ致シ到底當否ヲ兵力ニ決セントスルモノ、如シ若シ此葛藤ヲシテ砲礮呐喊上ノ談判ニ至ラシメハ我財貨ノ欠乏ナル我兵力ノ脆弱ナル我人気ノ輕薄ナル何ヲ以テ之ニ当ラン一戦敗ヲ取リ一擊粉碎セラル、ヤ必セリ其他英魯普佛等從来我国ニ垂涎シテ常ニ我釁隙ヲ窺フ是ヲ以テ今回日清ノ葛藤ニ就テ魯國ハ頻リニ支那ヲ教唆スルノ風説アリ是一條ノ巷説敢テ信スルニ足スト雖魯慾ノ足ルヲ知ラサル或ハ此事ナキヲ保スヘカラス

8. 懿我日本ノ国情ハ斯ノ如ク危急ニシテ斯ノ如ク難艱ナリ之ヲ何奈ソシ畜縁邃焉トシテ本末顛倒シ神明靈ヲ失シ鬼神為ニ迷フノ一大患難ナリト云ハサルヲ得ンヤ幸ニシテ我政府胥衣ノ經營ト肝食ノ整齊トニ由ツテ僅ニ一國ノ体面ヲ保持スルト雖其危キコト実ニ一髮千錘ヲ釣ルニ異ナルナシ若シ一旦ニシテ髪斷シ錘落ルニ至ラハ其状恰モ肺肝心臓胃腸ノ百疾一時ニ外面ニ顯出セシ人ト一般其内部ハ業ニ已ニ頽敗滅裂シテ靈魂早ク飛去テ彼冥府ニアリ神丹仙藥ノ力モ之ヲ蘇生スル能ハサル者ノ如シ此時ニ方テヤ縱ヘ何如ナル賢明英武ト雖然モ一個人ノ政府ニシテ之ヲ如何トモスルヲ得ンヤ唯手ヲ束ネテ其亡滅ヲ待アルノミ

9. 国家ハ即チ人民ナリ人民ハ即チ國家ナリ国家既ニ亡滅スルモノニシテ未タ人民ノ亡滅セサルモノアルヲ聞カサルナリ吾人常ニ夙夜怠ラス孜々トシテ其業ヲ営ミ汲々トシテ其利ヲ射ント欲スルモノ

我身アルヲ頼メハナリ吾人寝食ヲ忘レ薄氷ヲ踏ミ
身命ヲ輕シテ虎口ニ入り常ニ名譽榮達ヲ求メント
欲スルモノ国家アルニ拠レハナリ其頼ムヘキノ
身命其拠ルヘキ国家ニシテ目下既ニ亡滅ノ徵候熟
ス然ニ猶今業ヲ營ミ利ヲ貪ツテ何ノ用ニカ共セン
名ヲ博シ榮ヲ求メテ何ノ樂ニカセン余輩彼レヲ思
ヒ此レヲ惟ハ慨然トシテ大息シ潛然トシテ涕涙シ
悲ミ極ツテ絶息復蘇スル能ハサルナリ

10. 然ラハ即チ此危急存亡ノ機中ニ立テ百尺竿頭又
一步ヲ進メ累卵ヲ反シテ泰山ト為スノ策略ナキカ
日ク明治元年三月十四日ヲ以テ我 睿聖文武ナル
明治天皇陛下カ親シク公卿諸侯ヲ率ヒ天神地祇
ヲ祭リ誓約セラレタル五事ト其八年四月十四日ヲ
以テ頒下セラレタル聖詔トヲ速ニ実際施行スルノ
一策アルノミ然ト雖前ニハ參議副島等數名ノ建白
後ニハ片岡健吉等ノ上書アリ其佗新聞ニ雜誌ニ未
タ曾テ国会ノ開設ヲ促シ立憲ノ政体ヲ望マサルノ
日ハアラサル也然ルニ今ニシテ猶政府ノ誓約ト聖
詔トヲ実行セサル所以ノ者廟堂枢機ノ有司中或ハ
專制ヲ好ミ國会ヲ嫌忌スルモノナキニ非サルヘシト
雖抑又吾人々心ノ土崩瓦解一致結合ノ氣力ナク
シテ所謂一簣ノ土一拳ノ石ニシテ止ミ聚ツテ比摩
連耶ノ高峯トナリ自ラ合フテ崑崙ノ大嶽ト為ツテ
政府ヲ刺衝セサルニ根セサルモノ幾ント稀ナリ

11. 而シテ我西国男児ノ燭眼活潑ナル早ク已ニ茲ニ
見ルアツテ南海山陰山陽ノ諸道ハ到ル処トシテ結
社アラサルナク往ク処トシテ聚合セサルハナク一
意銳心財産ヲ抛チ身命ヲ顧ミ斯奮然起テ民権ヲ講
シ勃然立テ自由ヲ談シ國家ノ危急ヲ慷慨シ國権ノ
不振ヲ悲歎シ萬口一ノ如ク以テ政府ヲ刺擊ス然リ
而シテ東北ノ諸州ニ至テハ漠トシ此挙ナキノミナ
ラス輕佻浮薄徒ニ利ニ由テ合ヒ害ヲ見テ逃ルハノ
集合ヲ知ルト雖モ毫モ國ノ為ニ合ヒ義ノタメニ党
スル事ヲ知ラサルナリ於戲均シク是皇國ノ民ニシ
テ何ソ独リ西国ノ男児ノミ勇為ニシテ東北人士ノ
ミ無氣力ナルヤ余輩一念茲ニ至レハ覚ヘス怒髮天

ヲ突キ目眦血ヲ逆ラシムルヲ覺エサルナリ余輩固
不敏ナリ然リト雖其國家ヲ見ルノ切ナル或ハ西國
ノ男児ニ一步モ讓ラサルヘシ而シテ我信州百萬ノ
同胞人士モ又必ラス西國ノ男児ニ一步モ讓ラサル
ノ元氣アルヲ信ス因テ余輩ハ今茲ニ一社ヲ設立シ
今ヨリ爾來諸君ト同心協力シテ歎苦共ニ享ケ死生
共ニ為シ一身以テ國家公衆ノ犠牲ニ供シ自由ヲ伸
暢シ民権ヲ恢復シ進シテハ目下焦眉ノ急タル国会
ノ設立ヲ政府ニ願望シ退テハ國権ヲ維持シ體面ヲ
保存シ外々國ノ侮ヲ禦キ内立憲ノ政態ヲ翼賛シ以
テ國民本分ノ義務ヲ尽サント欲スルナリ庶幾クハ
我信中同憂ノ志士来ツテ此挙ヲ贊スルアラハ啻ニ
余輩ノ幸福ノミナラス實ニ國家ノ福幸ナリ

この檄文は、袋綴4枚、縦18.2ミリ×横12.5ミリに縦書きに活字印刷されている。内容は、「クラウイナー氏」の言の引用に見られるような欧米の理念、漢籍からの引用や日本の諺などを散りばめたもので、全体に難解な文章である。これは、獎勵社規則、設立仮規則とともに和綴されて発行された。獎勵社員証票がローマ字まで入れた印刷であったのにたいし、これはカナ交じりの漢文調文体である。

檄文の構成を辿ると、1. では、世界地図を念頭に置いて、「太平洋」「比摩連耶」「崑崙」を大きなものの事例に取り上げ、これら巨大なものも「一掬ノ水」「一簣ノ土」「一拳ノ石」が集ったものとする。1. の「聚散ノ理」を受けて、2. では「集權專制ノ政府」にたいし、日本の地方人民が勇往敢為の氣力に乏しく「四散五裂」の状況にあって、「國民本分ノ義務ヲ忘却」していると捉える。

3. では、近代西欧式民主主義国家像から引き出した国家観（「人民アツテ然ル後邦国、百姓アツテ然ル後國家アル」原理）を「クラウイナー氏」の主張に代表させ、日本の「君主独裁」を維持させてきた歴史と対比する。しかし、開国以降の「外萬國ト對敵シ、内開明ヲ進ムル」時代にあって、「其國ニ生レ、

其土ニ耕シ、其粟ヲ食スルモノ、族ノ何レヲ論ゼズ、老トナク少トナク、苟モ其身ヲ愛スルノ知覚ヲ具フルモノハ、又其國家ヲ敬愛シ、之ヲ保全シ、之ヲ守護シ、以テ其規模ヲ宏ニシ、其光栄ヲ顯耀スルノ道ヲ索メン」とする動きを必要とする。それには民権拡張・通義伸暢が必要で、「衆智ヲ集メ衆力ヲ合セ」、外は列強による「凌侮」を防ぎ、内は「圧制弄權ノ弊」を矯正しなくてはならないと主張する。「国家敬愛」を、生れと生活基盤を共にし、「族」を超えてその身を愛する者たちが歴史的に生み出し積み上げた社会規範である郷土愛から説明している。

4. は諺によって結合協力の重要性を指摘し、「国会未ダ開ケズ、国憲未ダ成ラズ、三権未ダ分立セズ、政党未ダ興ラザルノ今日」の日本は、列強の外圧に対応できない、とする。国会・憲法・三権分立という近代西欧式民主主義にみられる政治形態を、るべき近代国家のかたちと見ている。これを実現していない日本は、欧米列強による外圧、「妖氣・殺氣」がみなぎり、「鯨波・砲声」が轟く「一大禍乱」を防ぐことができないと述べる。5. では、外から引き起こされた「国家ノ一大患難」の恐ろしさを、植民地的現象や気象・医学の知識を援用して最大限の形容で表現し、6. で、貿易の不均衡のもたらす国内経済の崩壊（関税自主権の重要性）、司法権が独立していない問題点（治外法権を撤廃する重要性）をもつ日本の現状を、薩摩・長州・肥前の三藩による「人種政治」では解決できず、国家的危機をもたらしている、と論ずる。ついで7. で、日本が独立国でなく、人民が独立の民でないことを再論し、イギリス・ロシア・プロシャ・フランスなど欧米列強が日本を狙っているのみでなく、琉球処分をめぐる清国との葛藤が対外的な重要課題であると強調する。8. はこうした対外的「一大患難」を現日本政府では防げず、亡滅への道をどうしようもないとして、9. で人民に依拠する国家こそ亡滅の道を防ぐと説く。

10. では、五ヶ条の誓文、1875年（明治8）4月14

日の立憲政体漸次樹立の詔など政府側の動きをあげ、一方、参議副島種臣ら数人による建白（注24）、片岡健吉らの上書（注25）に加えて、「新聞ニ雑誌ニ未ダ曾テ国会ノ開設ヲ促シ、立憲ノ政体ヲ望マザルノ日ハアラザル」状態が生れている点に着目する。だが、国会開設を嫌う専制政府にたいし一致結合の気力で迫る動きが自分たちにはない、「一簣ノ土」「一拳ノ石」をあつめて「比慶連耶ノ高峯」を造ったり、みずからを合わせ「崑崙ノ大嶽」のごとくなって、政府を刺衝する人々が、ほとんどいないと指摘する。

こうして、11. で檄を飛ばす。西国男児の燭眼が、南海・山陰・山陽のいたるところに活発に結社をつくり、人々が集合しないところはない状況を創り出していると指摘する。「一意銳心、財産ヲ擲チ、身命ヲ顧ミズ、奮然起テ民権ヲ講ジ、勃然立テ自由ヲ談ジ、国家ノ危急ヲ慷慨シ、國權ノ不振ヲ悲歎シ、萬口一ノ如ク、以テ政府ヲ刺撃ス」。しかし、東北の諸州にはそのような動きがなく、無気力である。そのなかにあって、「我信州百萬ノ同胞・人士」には「西国ノ男児ニ一步モ讓ラザルノ元氣アルヲ信ズ」。一社を設立し、「一身以テ国家公衆ノ犠牲ニ供シ、自由ヲ伸暢シ、民権ヲ恢復シ、進ンデハ目下焦眉ノ急タル国会ノ設立ヲ政府ニ願望シ、退テハ國權ヲ維持シ、体面ヲ保存シ、外々國ノ悔ヲ禦ギ、内立憲ノ政態ヲ翼賛シ、以テ国民本分ノ義務ヲ尽サント欲スルナリ」。

かくて最後は、「我信中同憂ノ志士來ツテ此拳ヲ贊スルアラバ、啻ニ余輩ノ幸福ノミナラズ、實ニ國家ノ福幸ナリ」と結んでいる。

この檄文の理念を実現するための結社の組織論を具体化した契約社規則は、「第一章 目的及ヒ通則」（全13条）、「第二章 社員」（全8条）、「第三章 役員」（全5条）、「第四章 役員選挙」（全7条）、「第五章 会合」（全7条）、「第六章 議則」（全11条）、「第七章 職務章程」（全9条）、「第八章 総則」（全3条）からなる活字印刷である。特に第一章の「目的及ヒ通則」および第二章の「社員」に焦点をあて、全箇

条を掲げれば下記の通りである。

規則作成のために参照したものがあるに違いないが、ここでは、第一章第二条で社名を「信州松本獎匡社」（社員証票）ではなく「獎匡社」としたこと、第八条から、獎匡社を3年間のタイム・スケジュールを念頭に「民権ヲ伸張シ、國權ヲ拡充シ、人民本分ノ義務ヲ講明スル」目的で、特に「国会願望」を創立の基礎とする結社として構想したこと、印刷文化との関係については、第五条で「新誌」を発兌し、法律・政談・本社録事・裁判宣告書などを掲載することをうたい、第十条で「新誌」の発兌時期とその財政に触れていること、に着目しておきたい。なお、第九条にみられる結社の維持資金を「元資金」の利子によるとする考え方は、筑摩県の小学校設立にあたって財政を賄うために採用した「学校元資金」制度を踏まえたものであった（注26）。また、松本第十四国立銀行・開産社は、獎匡社員に名を連ねる地域豪農・豪商層が創立・運営にかかわった金融機関であった。

獎匡社規則

第一章 目的及ヒ通則

第一条 本社結合ノ目的ハ民権ヲ伸張シ國權ヲ拡充シ人民本分ノ義務ヲ講明スルニ在リ

但国会願望ヲ以テ創立ノ基礎ト為ス

第二条 本社ヲ称シテ獎匡社ト云フ

第三条 本社ハ松本ニ設置シ支社ハ各地方ニ分設ス

但支社トノ関係ハ別ニ規則ヲ設ク

第四条 本社ハ常ニ數十名ノ常備議員ヲ置テ各地方員ノ社会ノ性格ト一私人ノ性格ニ属スル事トヲ問ハス苟モ自ラ決スル能サル疑問アルトキハ之ニ報答ス

第五条 本社ハ別ニ新誌ヲ発兌シ法律政談或ハ本社ノ録事裁判宣告書等ヲ記シ以テ各社員ニ分配シ又ハ売鬻ス

第六条 社員各其得ル所ト其好ム所ニ任せ或ハ演説討論ヲ為シ或ハ代言教育等ニ從事シ本社ノ目的ヲ実地ニ拡充スル事ヲ務ムベシ

第七条 本社維持ノ資金ハ加入ノ多少ニヨリ多寡アルヲ以テ暫ラク其額ヲ定メス

第八条 社員ノ醵金ハ三十六ヶ月ヲ以テ一期限ト為ス

第九条 維持金ハ決算ノ都度松本第十四国立銀行或ハ開産社ニ預ケテ元資金ト為シ其利子ヲ以テ雜費ニ充ツ

但創立ノ費用ト国会願望ニ付テノ諸費ハ時トシテ別途ニ募集スルコトアルベシ

第十条 開社ヨリ五ヶ月間ノ積金ヲ分ツテ新誌ノ発兌ニ着手シ其翌月ヨリ毎月二三回宛刊行ス

但会計ノ都合ニヨリ延期スルコトアルベシ

第十一条 従来結合シアル社ハ其社名ヲ以テ加入シ或ハ連合スベシ

但此類ハ別段ノ規則ヲ設テ之ヲ待

第十二条 社員二十名ヨリ三十名迄ヲ一団トシ地方組合ト唱ス

第十三条 常備議員ハ松本ヨリ三里以内ニ居住スル者ヲ以テ之ニ任ス

第二章 社員

第一条 苛モ愛同（國か）心アル者ハ何人タリトモ社員ト為ルコトヲ得

第二条 社員ト為ント欲スルモノハ鄉貫姓名及ヒ年齢職業等ヲ記シ社員ノ紹介ニ依テ本社ニ通報スベシ

第三条 総テ員社（社員か）ニ入ラント欲スルモノハ入社金トシテ金一円ヲ納ムベシ

第四条 本社ヲ維持スルノ資金トシテ松本ヨリ三里以内ニ居住スル社員ハ毎月金廿五錢三里以外ニ居住スル社員ハ同金二十錢ヲ本社ニ納ルモノトス

第五条 本社々員タルモノハ左項ノ諸権利ヲ有ス
第一項 本社ニ於テ演説・講談及ヒ会合等ヲ為ス
ヲ得
第二項 本社会合ニ出席シ意見ヲ論述スルコト
ヲ得
第三項 本社ノ役員ヲ選挙シ及ヒ選挙セラルル
ヲ得
第四項 本社刊行ノ新誌・報告ヲ無代償ニシテ受
ルコトヲ得
第五項 本社共有ノ書籍・新聞紙ヲ無見料ニシテ
閲讀スルコトヲ得
第六項 自ラ本社ニ至リ常備議員及ヒ役員ニ對
シ事理ノ解セサルコトヲ質シ或ハ書面ヲ以テ
問フコトヲ得
第七項 二名以下ノ友人ヲ本社会合ノ席ニ同伴
スルヲ得
第八項 本社々員ノ名義ヲ以テ政府ニ建言シ及
ヒ佗ノ社ニ接シ或ハ旅行スルヲ得
第九項 社員中不正不義ノ者アルトキハ之ヲ本
社ニ告劾スルヲ得
第十項 何時タリトモ本社ニ到リテ諸帳簿ヲ檢
閱スルヲ得
第六条 社員退社セント欲セハ其事由ヲ詳記シ本
社ニ申告シテ指揮ヲ待ツヘシ
但シ社入会金及ヒ拠出金ハ返却セサルヘ
シ
第七条 本社ノ規則ニ遵ハザルモノ及ヒ本社ノ体
面ヲ汚スノ所業アルモノハ社員協議ノ上過半以
上同意ニ依テ之ヲ除ク
但 前条同断
第八条 四ヶ月維持釀金ヲ怠ルモノハ役員及ヒ常
備議員ノ決議ヲ以テ之ヲ除ク

社員の条件「愛国心」（第二章第一条）は、檄文に
うたわれた内容を理解することを意味するであろう。
社員の経済的負担には、入社金（1円）と維持金があ

り、維持金が本社からの距離（3里内外）で25銭と20
銭、金額に5銭の違いをつけているところが注目さ
れる（第三条、第四条）。諸権利も、10項にわたって
規定され、権利意識の覚醒、個人の自覚を踏まえて
発起人となり、主体的に民権伸暢・國権恢復への道
に参画し、組織的大衆運動を展開することを保証す
るものとされている。それらは、①演説・講談・会
合等への参画、②会合での意見論述、③選挙権・被
選挙権の行使、④新誌・報告・書籍・新聞等の無料
による受取りや閲読、⑤社員としての政府への建言、
⑥社の諸帳簿を検閲するなどの諸権利をもつことに
具体化されている。ここには、諸権利を保証する結
社への参画が、新しい国家創出の基盤となり、「民衆
にとって自己の幸福の実現のために欠くことのでき
ない手段と考えられるようになった」ことが示さ
れている。「組織の運営は、平等と公開を原則」にして
いる（注27）。権利と関係する印刷文化に関わるところを見れば、前掲④がそれで、刊行の新誌・報告を
無代價で受取り、本社共有の書籍・新聞を見料無し
でみることができるとしている（第五条）。結社本部
に図書を置き閲覽に供したことは、他の自由民権結
社にも見られた（注28）。

「獎匡社」と規則に明確に示された社名（第一章第
二条）は、1880年2月1日に浅間温泉桐ノ湯で開か
れた親睦会において決定された。松澤求策たちの猶
興社グループと伊藤久蔵らの法律研究所グループは
共同して、世人を誘導するために、東筑摩郡選出の
長野県会議員4人と相談し、各町村会の正副議長ら
を集めて親睦会を開催した。『月桂新誌』（第45号、
1880年1月26日）の「雑報」欄には、「県会議員東
筑摩郡の四氏が親睦会を開かんとて、左の文を村会
議員へ宛て郵送せられたり」として、次の文を載せ
た（注29）。

促親睦会

曾テ聞ク、暖国ノ黄鳥旧臘早ク已ニ幽谷ヲ出テ、

将ニ喬木ニ遷ラントスト。嗚呼我寒国新年ノ旭影、既ニ二十余度ヲ閱スト雖、一朝徒タ鶯声ヲ擬スルノ簧ノミ有テ、未タ真正ノ黃鳥アルヲ聞カス。蓋シ東風ノ率先スル者ナキカ為カ。僕等於茲感スル所アリ。凡ソ時ト物ト相集リ相交テ、始テ春光和暢ノ佳候ヲ致ス。抑吾人ニ於ル、亦然リ。兄弟集ラス、彼此交ラサレハ、何レノ日カ能ク好時季ト云フヲ得ンヤ。因テ以テ来ル二月一日ヲ期シ、安筑両郡ノ同志者ヲ浅間桐ノ湯ニ迎ヘ、相集リ相交リ、且談シ且語リ、互ニ親睦ヲ厚フセハ、何ソ暖国ヲ羨マン乎。何ソ寒国ヲ恨ミン乎。請フ、兄等必早朝ヨリ来リ、当日会筵ノ光ヲ添ヘ玉ハン事ヲ。僕等恭ク席ヲ掃テ待。

二白何人ヲ問ハス、同志者ヲ誘引シ來ラハ幸甚々々
総テ子細ハ席ニ臨テ伸ル所アラントス

明治十三年一月廿三日

催主 上條四郎五郎
橋爪 多門
中田 貢
市川 量造

時候の挨拶かと見まごう和文調の文体である。しかし檄文に照らすと、暖国は西国、寒国は東北の諸州を指し、「黃鳥」はウグイスの異称であるが、自由を伸暢し民権を恢復するため、国会設立を政府に願望する声を「黃鳥」に象徴させていることは、容易に推測される。

また、上條謫司の「本社創立略史」は、この時期の動きを次のように記している。

明治 13 年 2 月 1 日

各町村ノ戸長・議長ヲ浅間桐ノ湯ニ会シ、其草スル所ノ檄文・規則ヲ示シ、会者百名ノ同意ヲ得テ、始メテ本社ノ基礎ヲ固フシ、更ニ社名ヲ獎匡社ト号シ、審査兼創立ノ委員二十名ヲ撰フニ決シ、遂ニ投票ヲ以テ撰挙セシモノ市川量造

君、橋爪多門君、金井潭君、上條四郎五郎君、松澤求策君、三上忠貞君、太田幹君、丸山登君、武居用拙君、青木禎一郎君、中田貢君、折井庄司君、藤森寿平君、窪田重平君、中澤太郎君、大平紀綱君、伊藤久蔵君、浅井冽君、窪田畔夫君及余

2月 2 日

右ノ二十名、仮リニ開智学校ノ樓上ニ議ヲ開キ審議討論

2月 3 日

決了シ、始メテ之レカ檄文・規則ヲ各地ニ頒布スルニ至タリ。

獎匡社の運営については、獎匡社規則「第一章目的及ヒ通則」の第四条にある「数十名ノ常備議員」が中心となるとあるが、2月1日の親睦会で選ばれたのは、まず、審査兼創立委員であった。この委員は、桐ノ湯に集った100名ほどの参会者の投票によって決められた。

なお、常備議員は、社会的性格だけではなく、「一私人ノ性格」についても社員への説明責任を負うものとされていた（第一章第四条）。同議員は、「松本ヨリ三里以内ニ居住」（第一章第十三条）し、結社の活動に通常的に参画することを要請された。獎匡社規則「第三章 役員」では、社長以下の役員を置くことが定められ、常備議員は20人と数が明確にされていた。獎匡社の役員は公選であり、常備議員は、創立大会であらかじめ郵送された印刷による投票用紙で選出されることになる。

印刷された投票用紙で選挙する方式は、すでに1879年（明治12）5月に行なわれた町村の公選戸長選挙に見られたが、それは獎匡社の投票形式と異なり、選挙人の姓名を明らかにする記名投票であった。なお、役員を公選する方式は、この時期の町村で頻繁に行なわれていた（注30）。

第三章 役員

第一条 本社ハ左ノ役員ヲ置ク

社長一員 副社長二員 常備議員二十名 編輯人一員 庶務掛一員 会計掛一員 書記一員 使夫一員

但シ事務ノ繁閑ニヨリ常備委（議カ）員
以下ハ増減スルコトアルヘシ

第二条 各地方一組毎ニ組長一名ヲ置ク

第三条 役員給料左ニ

社長 日当七十五錢	副社長 同五十錢
常備議員 同三十錢	編輯人 未定
庶務掛 月俸七円	書記 月俸六円
会計掛 同五円	使夫 同三円五十錢

第四条 社用ヲ以テ役員佗出スルトキハ旅費トシ テ一里毎ニ社長副ハ金十錢常備議員以下ハ金七 錢ヲ給ス

第五条 滞在旅費ハ社長副ハ金三十錢常備議員以 下ハ金二十錢ヲ給ス

但三府ノ滞在費ハ皆一体ニ金五十錢トス

社長・副社長・常備議員および編輯人は常勤ではない。当時、民権派の新聞・雑誌には『松本新聞』(日刊)、『月桂新誌』(週刊)が出されていた。『松本新聞』は松本北深志町二百四十九番地知新社に本局があり、『月桂新誌』は長野県信濃国松本北深志町二百四十九番地月桂社に本局、松本南深志一番丁の知新堂と南安曇郡保高町の若松屋(松澤求策家の家号)に支局が置かれた。新聞・雑誌の編輯長はいずれも松澤求策であった。窪田畔夫・重平兄弟が始めた知新社が、印刷の拠点であった。

獎匡社の編輯人と庶務掛・書記・会計掛・使夫は、月俸である。事務所につねに詰めているべきものとされていたのである。これら役員選挙については、次のように第四章に規定された。

第四章 役員選挙

第一条 社長副社長及ヒ常備議員ハ総社員ノ投票 ヲ以テ公撰スト雖モ編輯人以下ハ社長副及ヒ常 備議員ノ撰ム所ニ任ス

第二条 組長ハ其組限り公選スヘシ

第三条 編輯人ハ役員ノ評決ニ依テ雇入ス

第四条 総テ本社役員ノ任期ハ二ヶ年トス 但常備議員ハ一ヶ年ニシテ其半数ヲ交代 セシム

第五条 地方組長ノ任期ハ一ヶ年トス

第六条 常備議員ノ欠員ヲ補フカ為ニ常ニ十名ノ 補欠ヲ置ク尤之ヲ取ルハ投票ノ次点トス

第七条 総テ役員ハ再選スルヲ得

これら役員については、「第七章 職務章程」で結社のために尽くす具体的役割がそれぞれ明確に規定された。

第七章 職務章程

第一条 社長ハ一切ノ事務ヲ統轄シ本社一切ノ責 ニ任シ小会ノ時ニ当テ議長タルノ任ヲ有ス

第二条 副社長ハ社長ノ事務ヲ助ケ時アツテ其職 任ヲ代理ス

第三条 常備議員ハ毎月ノ小会ニ議員トナリ社長 副及ヒ編輯人ト謀リ大会及ヒ臨時大会ノ議案ヲ 創定ス

第四条 編輯人ハ惣社員ノ質問ニ応シ雑誌ヲ編輯 シ小会ノ問題議案ヲ出ス

第五条 庶務掛ハ社長ノ指揮ヲ得テ常備議員以下 ノ職務ヲ補ヒ諸報告ヲ為ス

第六条 書記ハ本社往復書簿等一切記録ノ事ヲ主 管シ且議事ノ書記ヲ務ム

第七条 会計掛ハ金銭出納ヲ弁理シ前月ノ計算表 ヲ造リ之ヲ惣社員ニ公示スヘシ

第八条 地方組長ハ各地ノ便宜ニ隨ヒ便宜ニ種々 ノ方法ヲ設ケ毎月ノ醸金ヲ一纏シ毎月末迄ニ本

社ニ納ムルコトヲ掌ル
第九条 使夫ハ惣社員ノ使役ニ從フ

この「獎匡社規則」とは別に、創立大会で結社が確立されるまでの具体的対応が「設立仮規則」に定められ、活字印刷されていた。以下の8項からなり、20人の氏名が列記され、獎匡社創立事務委員と名づけられている。

設立仮規則

第一項 大会迄ニ申込者ハ未タ発会ノ前タルヲ以テ凡テ之ヲ発起人ト為ス

第二項 発起人ハ入社金ヲ要セス又紹介人ヲ要セズ只住所姓名職業等ヲ詳記シ創立事務所へ送ルヘシ

第三項 発起人ハ一名ニシテ十名以上ノ社員募集ヲ負担スヘシ

第四項 一名ニシテ三十名以上ノ社員ヲ募ル者ハ大会ノ節衆議ニ附シテ相当ノ報酬ヲナスヘシ

第五項 獎匡社創立事務委員トシテ更ニ左ノ二十名ヲ選挙シタリ

市川 量造	橋爪 多門	金井 潭
上條四郎五郎	松澤 求策	三上 忠貞
太田 幹	丸山 登	武居 用拙
青木禎一郎	中田 貢	折井 庄司
藤森 寿平	窪田 重平	中澤 太郎
大平 紀綱	伊藤 久蔵	浅井 別
窪田 畔夫	上條 蟻司	

第六項 社員ノ姓名録ハ追々送付スヘシ

第七項 本社創立事務所ハ仮リニ松本北深志六九町二百十三番地ト定ム諸通信ハ右ノ宛ヲ目テスヘシ

第八項 大会ノ定日ハ別ニ報知スヘシト雖トモ三月中旬ヲ過ルナシ

社員は、結社の目的に賛同した個人が、みずから

住所・姓名・職業などを申告すれば、獎匡社結成の「発起人」となった。結社の組織原理は、個人の主体的意思表示を基礎としたのである。

この設立仮規則で、創立事務所が松本北深志六九町二百十三番地と決まっていることに着目しておきたい。印刷・出版をしていた知新社（窪田重平経営）に近く、社長に就任した代言人江橋厚宅であったと推定される。役員には、大会等の議案創定、雑誌編輯、小会の問題議案作成に携わる「編輯人」が置かれ、印刷は獎匡社の組織過程に必要不可欠とされた。

知新社（月桂社も兼ねた）発行の『松本新聞』『月桂新誌』は、獎匡社の設立状況に関する報道を行なった（注31）。

報道とは別に、獎匡社の社員姓名録などが印刷され、同社への申込者に直接個別に知らされていたことにも着目しておきたい。1880年（明治13）2月16日付けで1枚の印刷物「獎匡社発起社員姓名録」が出された。これは設立仮規則の第六項に基づくもので、2月26日、松本北深志六九町二百十三番地獎匡社創立事務所から郵送された。

姓名録は、「寒威未退ノ候、各位益々御清康奉賀候。然ラハ本社々員申込ノ者本日迄ニ左ノ人員ニ及候間、這段不取敢御報道申上候。猶続々申込ノ向モ有之候ニ付、不日又々御報知可申上候也。明治十三年二月十六日 獎匡社創立事務委員」の前書がつき、横30.2ミリ×縦19ミリの紙の表裏両面に、イロハ順に氏名が列記されている。その社員数は、合計303人であった。彼等は、仮規則第一項によりすべて発起人となり、同第二項により入社金を払わないでよかつたが、第三項により、それぞれ10人の社員を募集するよう要請されていた。

イキノ部 27人	ロノ部 0人	ハノ部 11人
ニノ部 2人	ホノ部 7人	ヘノ部 0人
トノ部 5人	チノ部 0人	リノ部 0人
ヌノ部 0人	ルノ部 0人	ヲオノ部 39人

ワノ部	0人	カノ部	25人	ヨノ部	7人
タノ部	16人	レノ部	0人	ソノ部	1人
ツノ部	2人	ネノ部	1人	ナノ部	10人
ラノ部	0人	ムノ部	4人	ウノ部	8人
ノノ部	2人	クノ部	13人	ヤノ部	6人
マノ部	13人	ケノ部	0人	フノ部	17人
コノ部	8人	エノ部	2人	テノ部	1人
アノ部	9人	サノ部	6人	キノ部	0人
ユノ部	0人	メノ部	0人	ミノ部	10人
シノ部	9人	ヒノ部	4人	モノ部	15人
セノ部	3人	スノ部	8人	追加	12人

303人の社員数は、前掲「本社創立略史」に、「二月ノ下旬、早クモ三百有余ノ同志ヲ得、漸ク盛大ノ勢ヲ成シ、蹠ヘテ三月ノ初ニ至レバ、既ニ四百ノ社員トナリ、益進デ益加フノ形ヲ顯ハシ、数千ノ同志モ亦得ル難キニアラザルノ勢ニ至レリ」とあることを裏付ける。

この時期には他方で、大阪に愛国社と各地民権結社との連合大会が開催されることとなり、3月10日からの開催通知がきた。熊本相愛社から遊説にきた古閑義明との間で、愛国社との連合会には出かけるとの約束がしてあったことから（注32）、獎匡社創立委員の会議が開かれ、松澤求策を愛国社会議伺察として臨会させることとし、3月3日に松澤は大阪に出発した。松澤派遣にあたり、活字印刷された小紙片の連絡が、社員に郵送されている。

大坂愛国社大会ノ義本月十日トノ通告有之候ニ付予テ約セシ件モアリ且副規則第三章第一款ノ明文モ有之ヲ以テ連合旁該会伺察ノ為メ創立委員ノ決議ヲ以テ松澤求策ヲ参会セシメ候段不取敢御報道申上候尚又遊説委員一二名撰挙ノ上不日伊那、諫訪、佐久、小県、水内、更科、等へ向ケ派出セシムヘキ心得是又御通告ニ及ヒ候也

明治十三年三月 奨匡社創立事務委員

あわせて、遊説委員を県内各地に派遣したのである。上條蠶司・太田伯一郎らは遊説のため、3月11日に松本を発った。この遊説という宣伝形式は、自由民権運動のなかで始まり、演説と共に普及していった。

なお、前掲の松澤派遣の通告にみえる副規則は、2枚に活字印刷され、社員に郵送された。

獎匡社副規則

第一章 支社

第一款

支社ヲ設立スルハ本社ヨリ三里以外ノ隔地ニシテ便宜ノ地方百名以上ノ社員アル箇所ニ限ルモノトス

但土地ノ情況如何ニ因テハ常備議員ノ決議ヲ以テ百名以下ト雖トモ設置スルコトアルヘシ

第二款

本社制規ノ綱領ヲ遵守シテ各地適宜ニ其細則ヲ設クルモノトス

第三款

支社ハ幹事一名ヲ置テ支社一切ノ事務ヲ綜轄セシム

第四款

支社ハ執事二名ヲ置テ支社毎月ノ醵金ヲ一纏シテ之レヲ本社ニ送致シ且幹事ヲ助ケテ会計及雜務等ノ事ヲ掌ルモノトス

第五款

支社ハ毎月一回二日ノ会議ヲ開ク其費用中本社ヨリ年金二十円ヲ送付スルモノトス

第六款

本社役員ハ支社ノ請求ニ由ルカ又ハ本社ノ都合ニ由リ各支社へ派出シテ演説若クハ会議ヲ為ス事アルヘシ

但此場合ニ於テハ支社ハ必ス其手続ヲ為スヘシ

第七款

総テ本社役員ノ支社へ派出スル諸費ハ本社之レ

ヲ支弁スルモノトス

第八款

総テ会議ノ情況ハ勿論支社ノ沿革及緊要事件ハ
何事ニヨラス本社ニ通報スヘシ

第九款

支社役員ハ其支社ノ投票ニ由テ成ル

第二章 加入社

第一款

従来結合シアル社ハ其社名ヲ以テ加入スト雖モ
毎月ノ釀金ハ本社規則ニ従ヒ各自之レヲ納ムル
モノトス

但三十名以上ノ團結セシモノハ何時加入スト
雖入社金ヲ要セス

第二款

該社員ト雖モ本社々員ト同一ナル諸権利ヲ有ス

第三款

本社ノ目的ニ背馳セサル以上ハ其社ニ於如何ナ
ル規則ヲ設クルトモ妨ケナキ者トス

第四款

釀金取纏ハ其社々長又ハ幹事ニ於テ之レヲ掌ル
モノトス

第五款

前条ノ外ハ此副規則第一章第五款六款七款八款
九款ニ同シ

第六款

該社ハ本社大会ノ日ニ於テ十名毎ニ少クモ一名
ノ総代ヲ出シ之レニ参会セシムベシ

第三章 連合社

第一款

本社ト目的ヲ同フル諸社ヘハ常備議員ノ議決
ヲ以テ連合スル事アルヘシ

第二款

惣テ本社ニ連合スルノ社ハ議決ノ要件及其社ノ
目的ニ於テ緊要ナル事件ハ互ニ報告スヘシ

第三款

総テ本社ニ連合スルノ諸社ハ互ニ其大会ニ於テ
数名ノ議員ヲ出スモノトス

第四款

大会出會ノ費用ハ互ニ其社ノ自弁タルヘシ

第五款

互ニ其社ノ目的ニ関スルカ又ハ國家ノ大事ニ係
ル事ニシテ至急之レヲ議セント欲スルトキハ連
合諸社ニ稟議シテ臨時議会ヲ開クヲ得

副規則は、支社・加入社・連合社について、相互の平等を原則とした民主主義的で周到なきまりを定めている。獎匡社の場合、結社の理念・規則を望ましいものとして定め、その実現に向けて組織的運動を進めたようですがわかる。これには、形式を整えるのに相応しい活字印刷が活用され、社員共通の意識形成、運動への参画を促したいといってよいであろう。

檄文・規則等を形式的に整序する一方で、その内実を埋める実践的な活動が進められた。それには、窪田畔夫の日録に一端が窺がえたような人々の頻繁な交流を基盤に、社員の獲得に印刷物・演説・遊説などの新たな手法が導入されていた。社員の加入を見届けながら、さらなる社員増加を促し、獎匡社創立大会に向けて、役員選出のデータとして「獎匡社社員姓名録」が印刷、送付された。1880年3月の第二回姓名録には、「余寒未退ノ候諸兄愈々御壯健欣喜不斜候。然ラバ本社々員申込ノ者逐日増加、本日迄左ノ人員ニ及候。猶続々申込ノ向モ有之候ニ付、不日又々御報知可申上候也」と前書きがあり、獎匡社創立事務委員から出されている。名簿はイロハ順であるが、郡・町村が氏名の上に記された。なお、東筑摩郡は「ヒガシツカマグン」、西筑摩郡も「ニシツカマグン」と筑摩の古い地名呼称によるルビが付されている。

まず、イロハ順の社員数は次の通りで、第一回姓

名録の倍数を超える、合計 625 人となる。

イキの部	51	ハの部	23	ニの部	8
ホの部	10	トの部	8	ヲオの部	64
ワの部	4	カの部	44	ヨの部	17
タの部	37	ソの部	1	ツの部	4
ネの部	2	ナの部	29	ムの部	8
ウの部	16	ノの部	9	クの部	20
ヤの部	23	マの部	29	フの部	37
コの部	24	エの部	3	テの部	1
アの部	27	サの部	23	キの部	3
ユの部	1	メの部	1	ミの部	20
シの部	21	ヒの部	12	モの部	30
セの部	4	スの部	11		

郡・町村別に集計した社員 625 人は、県下 16 郡中 13 郡に及ぶ。町村・旧村以外に、学校・職域である 師範校・松本病院に属する社員がいる。

東筑摩郡 (380)

北深志町	53	南深志町	42	師範校	13
松本病院	2	中山村	16	二子村	3
中川手村	5	島内村	3	里山辺村	3
中川村	4	深志村	13	筑摩村	12
神林村	11	信楽村	10	広丘村	14
塩尻村	30	岡本村	19	宗賀村	4
島立村	10	坂井村	3	山本村	9
豊丘村	2	新村	5	波多村	4
和田村	17	麻績村	12	洗馬村	6
神戸村	4	入山辺村	4	小俣村	4
山形村	1	今井村	11	今村	1
会田村	3	筑摩地村	6	片丘村	2
東川手村	1	本條村	1	上川手村	2
刈谷原村	3	笛下村	1	宮渕村	1
並柳村	2	吉田村	1	出川村	1
清水	1	三溝村	1	大池村	1

和泉	1	平田村	1	町神林	1
西筑摩郡 (9)					
野尻村	1	須原村	1	福島村	4
藪原村	3				
南安曇郡 (142)					
倭村	33	温村	8	東穂高村	19
高家村	2	有明村	4	鳥川村	7
梓村	17	豊科村	16	明盛村	3
上野村	4	西穂高村	4	南穂高村	7
穂高村	1	北穂高村	2	科布村	9
氷室村	1	岩原村	1	細萱村	1
小室村	1	狐島村	1	北條村	1
北安曇郡 (32)					
社村	4	大町村	4	松川村	5
会染村	9	八坂村	2	池田村	2
七貴村	1	北城村	1	常盤村	4
上伊那郡 (13)					
旭村	1	伊那部村	1	伊那富村	5
南箕輪村	1	西箕輪村	1	西高遠町	1
宮田村	1	南向村	1	赤穂村	1
下伊那郡 (15)					
里見村	8	喬木村	1	米川村	1
飯田町	2	信夫村	2	市田村	1
諏訪郡 (25)					
上諏訪村	6	北山村	1	下諏訪村	15
湖東村	1	米澤村	2		
南佐久郡 (1)					
根岸村	1				
下水内郡 (1)					
飯山町	1				
小県郡 (2)					
浦野村	1	鹿教湯	1		
更級郡 (1)					
御厨村	1				
埴科郡 (2)					
南條村	2				

上水内郡(2)

師範校 1 桜枝町 1

これらの町村等のうち、獎匡社創立事務所から3里以上の場合、組長を選出することになっていた。その町村は、東筑摩郡が上川手村、中川手村、東川手村、中川村、塩尻村、宗賀村、洗馬村、筑摩地村、麻績村、坂井村、会田村、本條村、大池村、山形村、山本村、刈谷原村の16か村、南安曇郡が東穂高村、西穂高村、北穂高村、南穂高村、有明村、岩原村、上野村、狐島村、鳥川村の9か村で、他の11郡の町村はすべて3里以上で、それら町村の社員には、姓名録の氏名に○印がつけられていた。この姓名録の郵送に統いて、獎匡社創立大会に関する発会手続心得を活字印刷した通知（写真6参照）、本稿冒頭で紹介した信州松本獎匡社社員証票、発会臨席の証と役員投票用紙（写真7参照）が社員に郵送された。

拝啓陳者本社發会モ兼テ三月中旬ト予定致シ候
處都合ニヨリ四月十一日南深志青龍寺ヲ以テ假ニ
会場ト相定メ候間本日午前正八時ヲ期シ御出頭可

被成候右ニ付本社々員投票用紙本社々員証票並ニ
發会臨席ノ証御送致ニ及ヒ候間御落掌可被成候也

明治十三年三月 日

獎匡社創立事務委員

發会手續心得

第一条

一常備議員ノ被撰挙權ヲ得ルモノハ規則第一条
第十三条ニ依リ三里以内ノ者トス

但シ社員録中○符ヲ付セサルモノヲ以テ撰
挙スヘシ

第二条

一被撰挙人ノ投票ハ別紙配布ノ用紙ニ限ルヘシ

第三条

一被撰挙ノ人員ハ常備議員ノ半数則チ十名ヲ投
票スヘシ

第四条

一事故差支等ニテ出頭難相成節ハ發会ノ前日投
票ヲ創立事務所ニ差出スヘシ

第五条

一發会ノ当日午前第十時ヲ過ル投票ハ之ヲ加ヘ
サルモノトス

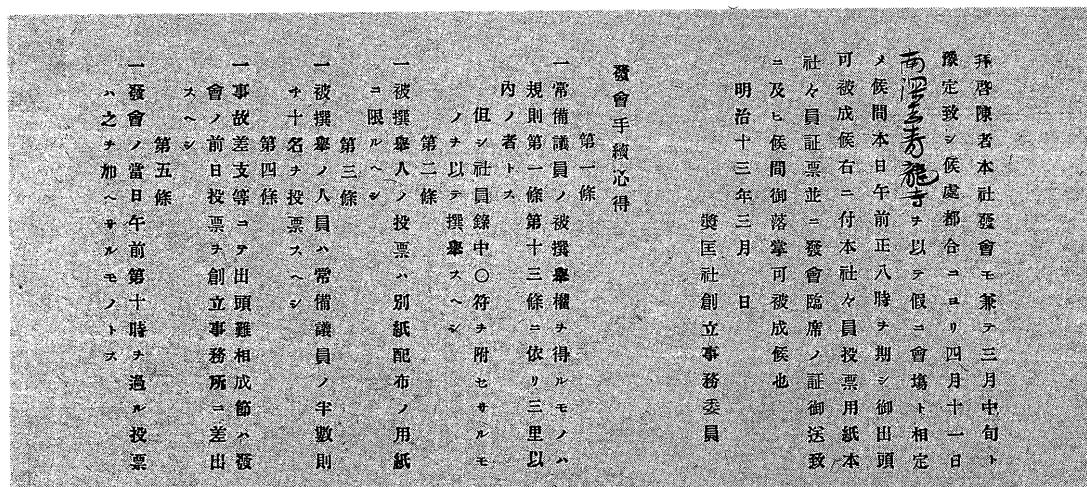


写真6 獎匡社創立大会の通知

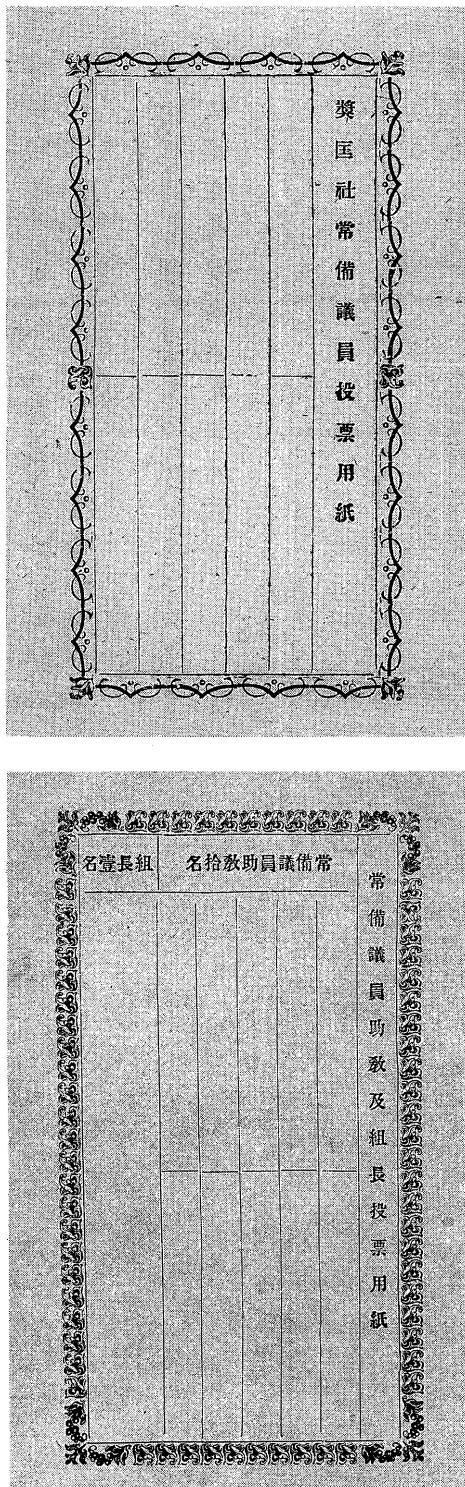


写真7 奨匡社創立大会で使われた
役員選挙の投票用紙

結びに代えて

獎匡社では、見てきたような活字印刷により、結社に関する檄文・規則類、社員姓名録、社員証票、発会臨席証、諸通知から役員投票用紙に至るまでが、周到に印刷物として作成され、「視覚による経験の均質化」(吉見俊哉)を促し、社員の自由民権に関する共通意識を醸成して発会式を迎えた。活字印刷の導入は、近代西欧型民主主義の理念を組み込み、近代日本型民主主義の理念・システムを「自由民権」「国会開設」として創出するにあたって、獎匡社に発起人として加入する人々に、新たな民衆による政治参画を実現するのにふさわしいメディアとして歓迎されたと推定される。

しかし、獎匡社発会式当日は、折悪しく朝から大雨であったばかりでなく、政府が自由民権運動への弾圧法規である集会条例を4月5日に出したため、結社そのものの存続が危機に晒された。

『獎匡雑誌 第壹号』所載の太田伯一郎筆記「獎匡社発会記事」は、次のようにその冒頭の選挙に関わる模様を記している。

明治十三年四月十一日獎匡社発会ヲ東筑摩郡南深志町青龍寺ニ開ク創立事務委員ハ事務ヲ受付掛会計掛投票開緘掛食堂掛ニ分チ之ヲ担任整理ス此日不幸ニシテ霾風吹キ暴雨降リ甚々行歩ニ困難ナリト雖トモ来会スル者七百四十五名各自持参スル所ノ常備議員投票ヲ投票函ニ投入シ且三月分ノ本社維持金ヲ会計掛ニ差出シ各郡ニ因テ別ツ所ノ控所ニ屯ス午前十時ニ至リ創立委員ハ常備議員ノ投票ヲ開緘スル旨ヲ告ケ先ツ席ヘ十ヶ所ニ設ケテ開封ス十二時ニ至リ畢ル（下略）

予定されていた選挙は、順調に進んだ。しかし、この後、会合は集会条例をめぐって混乱を余儀なくされる。それは、活字印刷を導入した大衆組織運動

の展開にも影響するところが大きかった。集会条例と獎匡社運動との関連、その際の印刷文化との関わりについては、別稿でさらに検討したい。

- 注1. 小坂井敏晶『民族という虚構』(東京大学出版会、2002年) 39頁、166頁
2. 丸山真男「原型・古層・執拗低音」(加藤周一・木下順二・丸山真男・武田清子『日本文化のかくれた形』岩波書店、1984年) 87～152頁
3. 注2論文、105～110頁
4. 注1著書、168～174頁
5. 上條宏之「自由民権運動研究に関するノオト 松本獎匡社を例として」(『信濃』第11巻第2号、1959年)、同「地方自由民権運動結社の組織過程とその背景 松本獎匡社の場合」(『信濃』第13巻第5号、1961年)、同「1880年ににおける国会開設運動と信州獎匡社(1) 国会期成同盟第1回大会の史的評価をめぐって」(『信濃』第17巻第12号、1965年)、同「1880年における国会開設運動と信州獎匡社(2) 国会期成同盟第1回大会の史的評価をめぐって」(『信濃』第18巻第2号、1966年)、同「小地域における豪農自由民権運動の成立 信濃国旧幕府領の一例」(『地方史研究』第32巻3号、1982年)
6. 『明治文化全集 第2巻、第3巻』正史篇 上巻、下巻(日本評論社、1992年)
7. 青木文庫版、岩波文庫版があるが、本稿では岩波文庫版による。
8. 板垣退助監修、遠山茂樹・佐藤誠朗校訂『自由党史 上』(岩波文庫版、1957年) 313～314頁
9. 千葉眞『デモクラシー』(岩波書店、2002年) 24頁
10. 小室信介編、林基校訂『東洋民権百家伝』(岩波文庫版、1957年)、上條宏之「『中萱嘉助一代記』と自由民権運動」(『信州白樺』第44・45・46合併号、1981年)、新井勝紘「義民と民権のフォークロア」(新井勝紘編『民衆運動史 近世から近代へ4 近代移行期の民衆像』青木書店、2000年)
11. 坂野潤治『大系日本の歴史 13 近代日本の出発』(小学館、1989年) 52～60頁
12. 「松沢上条有栖川宮左府邸に出頭し伺書を捧呈す」(有賀義人・千原勝美編『長野県自由民権運動 獎匡社資料集』獎匡社研究会、1963年) 92,93頁
13. 吉見俊哉『博覧会の政治学 まなざしの近代』(中公新書、1992年)
14. 同前9～11頁
15. 上條宏之『長野県近代出版文化の成立』(柳沢書苑、1986年)。松本では、南深志町(中町)の知新社が印刷文化の導入に大きな役割を果たすが、1872年(明治5)10月創刊の『信飛新聞』は木版刷りであり、1874年10月11日(第13号)から活字(4号)印刷への転換が見られたことが重

要である。これには、窪田畔夫が1874年2月以降に東京に出向き、活字、器械、洋紙を購入し、職工を置いた10ヶ月に亘る改革があった(同著、17～19頁)。

16. 岩波書店、1990年。491頁
 17. 稲田雅洋『自由民権の文化史 新しい政治文化の誕生』(筑摩書房、2000年) 343頁。稲田氏は、近世独自の情報文化である「かわら版、読売」などを検討、「新聞」はかわら版とは直接にはつながらないもので、「外国から入ってきた新しいメディアである」と、しかし、新聞が普及する基盤として、幕末までの広範な文字文化のひろがり、「一定の読み解き能力をもった者の存在」があったこと、福澤諭吉『學問のすゝめ』が1872年から8年間に海賊版をふくめ80万冊以上出したことなどがその存在を物語ることを指摘する(7～9頁)。こうした印刷文化によるメディアを活用した側の視点のみでは、印刷文化の導入が日本近代化に果たした意味を捉えきれない。出版の意義を認め、印刷所(活字、印刷器械、洋紙などの導入と職工の養成)、製本所の設置などを行なった人々の存在を明らかにする作業が必要である。
 18. 上條宏之『城のあるマチの原風景 「松本学」事始め』(龍鳳書房、1998年)、同「開化史としての『松本学』の成立 関口友愛・浅井冽交著『松本繁昌記』の検討を通して』(『松本市史研究』第10号、2000年、のち『日本史学年次別論文集 2000年版』学術文献刊行会に所収)
 19. 鈴木安蔵『自由民権』(白揚社、1948年) 120頁。ただし、『評論文集』の出版は、獎匡社によるものではない。『評論文集 卷之一』は「明治十二年十一月印刷」、『評論文集 卷之二』は「明治十二年十二月印刷」とあって、いずれも「禁壳買」と表紙にある。獎匡社成立前の印刷・発行である。
 20. 『獎匡雑誌 第壹号』(明治13年6月1日) 2頁。なお、同雑誌発行年月日が1880年6月1日となったことについて、「過般集会条例発行規則改正遅延ニテ、萬不得已、遅延致シ候段、偏ニ宥恕ヲ乞フ。以下、陸続刊行致候也」とある。『獎匡雑誌 第壹号』出版の獎匡社の住所は、松本北深志一番丁七十一番地となっている。同雑誌の「雑報」欄には、太田伯一郎の記事で「社員江橋厚君ヨリ寓居ノ一部ヲ無席料ニテ貸渡サルル赴キ申込レタルニヨリ右ヘ引遷レリ」(14頁)とあるが、江橋の代言人事務所の所在地ではなく、大岩昌臧らが1879年に設立した活字印刷所(のちの吟天社)のあった場所である。
 21. 『獎匡雑誌 第壹号』1頁。漢文表記の文章の最後に、「記、明治十三年三月用拙隸史撰」とある。漢学者武居用拙の文である。
 22. 窪田畔夫『郡治日録 明治十三年』。窪田は、1880年1月15日に地方官会議傍聴のことを北安曇郡役所庶務課から聞き、24日に傍聴出京願書を提出していた。2月1日の浅間桐ノ湯での東筑摩郡・南安曇郡・北安曇郡の三郡親睦会の翌2日からの旅行は、日録に次のように記録されている。空欄は曜日・日付を削除し、文に句読点を付した。
- 月 二日 黎明浅間ヨリ松本へ帰り、稻垣君(注、東筑

摩郡長・稻垣重為)ト同ク発途。塩尻ニ中食シ、諏方郡靡ニ坂本氏(注、諏訪郡長・坂本俊秀)其外ニ面シ、黄昏金澤ニ抵リ宿ス。

火 三日 甲府佐渡屋ニ泊ス。

水 四日 猿橋丸屋ニ泊ス。

木 五日 八王子亀屋ニ泊ス。

金 六日 午後四時東京小伝馬小松甚八方ニ投宿ス。

土 七日 稲垣氏ト共ニ望月伝次郎方ニ抵リ、宮崎・北村・星野・小林諸氏ニ会シ、諸種ノ手続ヲ約談ス。同行シテ横山町ニ来ル。家父ト大町トニ郵書ヲ出ス。

日 後雨 八日 牛込築土前ニ川村氏ヲ訪フ。平山教正坐ニ在リテ話ス。高田人矢澤モ來談。

月 終日微雨 九日 交詢社ニ至リ小幡ト話ス。若狭ノ斎藤ニモ逢フ。上条信次ヲ訪フ。宮坂篤也在リ。(略)書肆ヲ訪フ。

火 風雨 十日 車夫金蔵帰諏ニ付、重平ヘ書状ヲ付ケインキヲ送ル。午後高田綠雲ヲ訪ヒ柳園ヲ訪フ。不在。黄昏上条信次來。

水 曇 十一日 午前空シク逆旅ニ在リ。午後小柳町ニ抵ル。各氏不在ナリ。(略)

木 雨 十二日 会議院ニ出、傍聴ス。第五条、六条改正案ヲ議ス。早天望月方ニ至リ、長官(注、長野県令楳崎寛直)・諸属官ニ面シ、同ク議院ニ赴ク。新潟県諸員ニ逢フ。足立(注、下水内郡長足立誠)・坂本・島津(注、長野県会議員島津忠貞)・佐藤(注、長野県会議員佐藤八郎右衛門)ト同ジク退席ス。

金 十三日 傍聴。稻垣・船越(注、下伊那郡長船越重舒)ト同フス。

土 十四日 横内到着。午後三田ノ演舌会ヲ聴ク。

日 十五日 報知社ニ抵ル。高田綠雲・福島柳園ヲ訪フ。松尾氏到着ス。

月 十六日 石阪昌孝来。松尾ト同シク木挽町ニ永山新潟県令ヲ訪レ談話ス。渡辺氏ヲ訪ニ不在。

火 十七日 小柳町望月方ニ至リ属官ニ逢フ。勧工場ヲ観ル。小林・関・松尾・横内同行。

水 十八日 傍聴。松尾・横内同フス。道太郎来。石阪昌孝・青木又雄・平林某来。

木 微雨 十九日 午前再宿。道太郎来。善一ヘ書状出ス。

木廿六日 本日会議了ル。午後四時上野精養軒ニテ長官ヨリ郡吏・県議員一同ニ饗アリ。夜ニ入帰寓。

土廿八日 本日閉院式。横内出。

日廿九日 松尾・横内発途、帰郡。

月 大雪 三月一日 雪中亀井戸ナル長官ノ邸ニ抵ル。已ニ出勤セラル。(後略)

木 四日 築地精養軒ニ長官ヲ饗ス。同僚議員一同。

土 六日 亀井戸ニ長官ノ邸ニ至リ談話ス。一志同道。

日 七日 墜道ノ件ニ付新柳橋亀清ニ会ス。県令、小松五位、福田半、稻垣、加藤、□□、橋爪、僕ナリ。

- 月 八日 今夜横浜本町ニ泊ス。
- 火 九日 金沢東屋ニ泊ス。
- 水 十日 神奈川ニ汽車ニ乗り。
- 金 十二日 夕食後七時三十分(中略)馬車ニ就ク。(後略)
- 土 十三日 馬車松井田ニ達ス。時方ニ十時十分ナリ。
- 日 十四日 早朝小諸ヲ発ス。
23. 町田市立自由民権資料館編『民権ブックス6 豪農民権家の生涯パートⅢ 石阪昌孝とその同志たち』(町田市教育委員会、1993年)
24. 副島・後藤象二郎・板垣退助・江藤新平・由利公正・小室信夫・岡本建三郎・古澤迂郎による「民撰議院設立建白書」(1874年<明治7>1月17日)、『自由党史 上』(岩波文庫版)88~93頁
25. 高知県下土佐国立志社総代片岡健吉による「立志社建白書」(1877年<明治10>6月)、『自由党史 上』(岩波文庫版)193~212頁
26. 長野県教育史刊行会編『長野県教育史 第一巻 総説編一』(長野県教育史刊行会、1978年)480~485頁
27. 鹿野政直『資本主義形成期の秩序意識』(筑摩書房、1969年)244~245頁
28. 上條宏之「爱国正理社考 飯田事件研究序説」(家永三郎教授東京教育大学退官記念論集刊行委員会編『近代日本の国家と思想』三省堂、1979年)231~242頁
29. 有賀義人ほか編『復刻 月桂新誌』(復刻月桂新誌刊行会、1973年)149頁。句読点は上條が付した。
30. 上條宏之「明治前期における村内選挙の実態と自治 自由民権期の底流」(『信濃』第30巻第10号、1978年)
31. 有賀義人・千原勝美編『長野県自由民権運動 奨勵社資料集』(奨勵社研究会、1963年)、信州民権100年実行委員会編『信州の自由民権運動 奨勵社』(銀河書房、1981年)
32. 上條宏之「自由民権運動における地域の問題」(『静岡県近代史研究』第7号、1982年8月)8~9頁

(追記) 本稿で使用した史料で注記のないものは、総て上條宏之所蔵のものである。